

地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標（案） 対照表（第1回評価委員会開催時との比較）

第3期中期目標（案）（第1回評価委員会開催時）	第3期中期目標（案）（今回：変更点は <u>下線</u> で示すとおり）	変更理由
<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 市立病院として担うべき医療</p> <p>（1）総論</p> <p>地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を補完し、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、医療・介護・福祉の橋渡し役として、地域の関係機関との連携を強化すること。</p> <p>（5）感染症医療</p> <p>新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、新興感染症等の発生時には、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における中核的な役割を果たすこと。また、福祉施設などに対して予防講座を行うなど、積極的な啓発活動を行うこと。</p>	<p>第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 市立病院として担うべき医療</p> <p>（1）総論</p> <p>地域医療の中核であるべき市立病院として、地域で不足する医療を<u>補い</u>、必要とされる医療を切れ目なく提供できるよう、地域の医療機関との機能分担・連携を推進すること。また、<u>地域包括ケアシステムの充実に向け</u>、地域の関係機関との連携を強化すること。</p> <p>（5）感染症医療</p> <p>新興感染症等の感染拡大に備え、平時から関係機関との連携体制の確保等を図るとともに、<u>職員や地域に対して</u>予防講座を行うなど啓発活動を行うこと。また、<u>新興感染症等の発生時には</u>、関係機関と連携・協力し、一般の医療提供体制への影響を最小限にしながら、感染症医療における<u>中心的な</u>役割を果たすこと。</p>	<p>・「補完」とすると、不足する医療全てを担う印象を与えるため、「補う」と変更しました。</p> <p>・「医療・介護・福祉の橋渡し役」は、目標内で後述する「地域包括ケアシステム」を意図するため、平仄をとり修正しました。</p> <p>・平時と有事の取組みを分けて表記しました。</p> <p>・「中核的」とすると、市民病院が「中核拠点病院」と誤って認識される可能性があるため、「中心的」と変更しました。</p>

地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標（案） 対照表（第1回評価委員会開催時との比較）

<p>(8) 難病に関する医療</p> <p>難病指定医療機関として、難病患者に対する適切な医療を行い、患者・家族を支援すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>2 働きやすい職場環境の整備</p> <p>(1) 医療職の人材の確保・養成</p> <p>ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営のため、専門性の高い職員の人材確保に努めること。</p> <p>イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。</p>	<p>(8) 難病に関する医療</p> <p>難病指定医療機関として、<u>難病患者に対する医療を行い</u>、患者・家族を支援すること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>2 働きやすい職場環境の整備</p> <p><u>(1) 働き方改革の推進</u></p> <p>医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。</p> <p><u>(2) 人材の確保・養成</u></p> <p>ア 働きやすい環境の整備を図ることなどにより医療職の人材確保に努めること。また、安定した病院運営にも<u>資するよう</u>、専門性の高い職員の人材確保・養成に努めること。</p> <p>イ 医師をはじめとした医療従事者の知識と技術等の質の向上に努め、研修や指導体制の充実を図ること。</p>	<p>・「適切な」とすることで、適切でない印象を与えるため、削除しました。</p> <p>・働き方改革も踏まえ、働きやすい職場環境の整備を行うことを第一とするため、冒頭に改革推進の項目を移動させました。</p> <p>また、より積極的に進める意味を込めて「対応」から「推進」という文言に変更しました。</p> <p>・専門性の高い人材確保・要請は、安定した病院運営のためだけではないため、文言を変更しました。</p>
--	--	--

地方独立行政法人市立吹田市民病院第3期中期目標（案） 対照表（第1回評価委員会開催時との比較）

<p>(2) 人事給与制度</p> <p>ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとすること。</p> <p>イ 職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。</p> <p>(3) 働き方改革への対応</p> <p>医師の時間外労働規制導入への対応を行うなど、職員の健康を守り一人一人が能力を最大限に発揮できるよう働き方改革を推進すること。</p>	<p>(3) 人事給与制度</p> <p>ア 職員の給与は、地方独立行政法人法に基づき、当該職員の勤務成績や法人の業務実績などを考慮したものとすること。</p> <p>イ 職員の業績や能力を正当に評価し、職員の意欲を引き出す人事給与制度の運用を行うこと。</p>	
---	--	--

第3期中期目標（案）に対するパブリックコメントについて

第3期中期目標（案）について、第1回評価委員会開催後にパブリックコメントを実施いたしました。

実施期間と提出意見数は下記のとおりです。

なお、今回提出された意見を受けて、中期目標（案）を修正するものはございませんでした。

パブリックコメント実施期間：令和3年（2021年）9月10日（金曜日）～令和3年（2021年）10月11日（月曜日）

提出意見数：9件（6通）